

令和6年度福島県高付加価値産地展開支援事業

第5回公募要領

令和6年11月11日
福島県農林水産部農業振興課

第1 趣旨

東京電力福島第一原子力発電所事故により避難指示等があった原子力被災12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村。以下「被災12市町村」という。）の営農再開の加速化に向けて、地域外からの参入も含め農業者の営農再開意欲を高めていくことが喫緊の課題であり、農産物を生産すれば販売できる環境の形成が不可欠となっています。

このため、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱（以下「交付等要綱」という。）及び福島県高付加価値産地展開支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、市町村を越えて広域的に農産物生産と流通・加工等が一体となって地域に付加価値をもたらす高付加価値生産を展開する産地の創出に必要な取組を本事業により支援します。

第2 対象事業

実施要綱に基づき福島県高付加価値産地協議会が作成した高付加価値産地計画（以下「産地計画」という。）に沿った以下の取組が対象となります。

1 整備事業【花き産地に係る取組のみ】

高付加価値産地の創出に当たり、花き産地の拠点となる施設の整備を支援します。

＜補助対象施設＞

- ・共同育苗施設
- ・農産物処理加工施設
- ・集出荷貯蔵施設
- ・種子種苗生産関連施設 等

2 推進事業

高付加価値産地の創出に向けて、第3の1（2）に記載する拠点事業者への生産物の供給体制の構築及び拠点事業者による生産体制の強化等を図るための取組（下記（1）～（7））を支援します。各事業の詳細は、実施要領別記第2を御確認ください。

- (1) リース方式による農業機械等の導入
- (2) 生産資材支援
- (3) 家畜の導入（受精卵を含む）
- (4) 高収益作物の導入・新たな栽培技術及び ICT の導入に向けた実証
- (5) 規格の統一や効率的な出荷体制の構築に向けた検証
- (6) 耕畜連携・コントラクターの育成支援
- (7) 人材確保・育成

第3 応募者の資格等

1 整備事業

整備事業の応募者は、下記（1）のいずれかであり、かつ、下記（2）の「拠点事業者」であることが必要です。詳しくは、交付等要綱別表1及び実施要領別記第3を御確認ください。

（1）整備事業の実施主体

- ・ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等であって、3戸以上の農業者で組織される団体等をいいます。）
- ・ 農業を営む法人
- ・ 事業協同組合連合会及び事業協同組合
- ・ 民間事業者（生産者・産地の支援、協力、指導及び育成の取組を行う業務経験や知見を有していること等の要件があります。）
- ・ コンソーシアム（被災12市町村の複数市町村、JA等の農業関係機関、民間事業者、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等により構成されていること等の要件があります。なお、施設整備は、コンソーシアム構成員のうち法人格を有する者が行う必要があります。）

（2）拠点事業者

加工や実需者と強く結びついた商流の構築の中心的な役割を担う事業者であり、実施要領別表2の注書きの3つの機能（生産拡大機能、実需者ニーズ対応機能、種畜供給等機能）のいずれかを有する（又は有すると見込まれる）者をいいます。

なお、整備事業の実施主体は、「産地計画に沿った取組を実施する拠点事業者」として位置付けられる必要があります。

2 推進事業

推進事業の応募者については、メニューにより要件が異なります。

以下に主なメニューの実施主体を記載しますが、詳しくは、交付等要綱別表1及び実施要領別記第2を御確認ください。

- (1) 「リース方式による農業機械等の導入」、「生産資材支援」の実施主体
 - ・ 公社（地方公共団体が出資している法人。）
 - ・ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等であって、3戸以上の農業者で組織される団体等をいいます。）
 - ・ 農業を営む個人又は法人（耕種作物については、事業実施後3年以内に達成すべき経営規模の面積要件があります。）

- (2) 「家畜の導入」の実施主体
 - ・ 公社（地方公共団体が出資している法人。）
 - ・ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいいます。）
 - ・ 農業を営む個人又は法人
 - ・ 事業協同組合連合会及び事業協同組合

第4 事業実施計画の目標等

1 整備事業

- (1) 成果目標の基準

被災12市町村において、拠点事業者を核とした産地の創出に係る取組を実施することにより、農業者の営農再開を後押しし、営農再開の加速化に資するものであることとします。

（例：被災12市町村内の農畜産物の取扱量増加、作付面積拡大、生産量増加）
- (2) 実施期間

単年度とします。（事業は令和6年度内に完了すること。）
- (3) 目標年度

事業実施年度から3年以内とします。

2 推進事業

(1) 成果目標の基準

被災 12 市町村において、拠点事業者を核とした産地の創出に係る取組を実施することにより、農業者の営農再開を後押しし、営農再開の加速化に資するものであることとします。

(例：拠点事業者と結び付いた農産物の作付面積拡大や生産量増加、家畜の飼養頭数増加)

(2) 実施期間

単年度とします。(事業は令和 6 年度内に完了すること。)

(3) 目標年度

リース方式による農業機械等の導入、生産資材の導入、家畜の導入については、事業実施年度から 3 年以内とします。

上記以外のメニューについては、単年度とします。

第 5 補助率等

1 整備事業

(1) 補助率

国補助：補助対象事業費の 3 / 4 以内

県補助：補助対象事業費の 9 / 40 以内

(2) 事業費の上限額

補助対象事業費の上限は 60 億円とします。ただし、労働力不足等に対応するため革新的な技術の導入が必要と認められる場合は、交付対象事業費の上限を 75 億円とします。

(3) 補助対象の基準

施設の種類ごとに補助対象の基準及び基準となる事業費が定められています。詳しくは実施要領別記第 3 を御確認ください。

2 推進事業

(1) 補助率

① リース方式による農業機械等の導入

国補助：補助対象事業費の 3 / 4 以内

県補助：補助対象事業費の 9 / 40 以内

② 上記①以外のメニュー

定額補助 (ただし、家畜の導入については上限があります。)

(2) 補助対象経費

- ① リース方式による農業機械等の導入
農業機械及び園芸用施設のリース費用
- ② 生産資材支援
種子、種苗、苗木、農薬、肥料、土壌改良資材、被覆資材、園芸施設補強・補修用資材、その他必要な資機材
- ③ 家畜の導入（受精卵を含む）
肉専用繁殖雌牛、搾乳用雌牛、性判別受精卵、高能力種畜の受精卵
- ④ 上記①～③以外のメニュー
メニューごとに補助対象となる経費が定められています。詳しくは実施要領別記第2の別表9を御確認ください。

第6 応募方法等

1 応募に当たっての留意点

応募事業は、産地計画に沿った内容であることや、整備事業の場合は応募者が拠点事業者であること、推進事業の場合は拠点事業者と結びついた取組であること等の要件がありますので、応募に当たっては、事前に福島県農業振興課に御相談ください。御相談は電子メールでお願いします。

福島県農業振興課 電子メール：nougyoushinkou@pref.fukushima.lg.jp

※電子メールの件名を「福島県高付加価値産地展開支援事業の問合せ」としてください。

2 応募書類

以下の資料について提出期限内に提出してください。

また、必要に応じて追加資料の提出依頼やヒアリングを行うことがあります。

(1) 整備事業

- ・応募申請書（別紙様式1）
- ・事業実施計画書（実施要領別記様式第4号）
- ・積算根拠となる資料（建屋及び設備・機械の概算設計書、見積書等）
※見積書は2者以上から徴取してください。
- ・費用対効果分析結果（「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について（令和4年4月1日農林水産省通知）」記載の費用対効果分析様式）
- ・施設の規模決定根拠、施設の能力・稼働時間等の詳細
- ・位置図、配置図、平面図

- ・施設の管理運営規程
- ・収支計画書
- ・施設整備に係る工程表
- ・事業実施主体の定款又は規約等の写し、役員名簿、収支状況が分かる資料
- ・事業実施主体の概要、事業内容が分かる資料
- ・事業実施主体の総会議事録等の写し（本計画が組織として承認されていることが分かる資料）
- ・設備・機械の規模決定根拠、機種選定理由
- ・認定支援機関確認書（事務取扱要領第6号様式）※
 - ※後述「第8 認定支援機関の確認について」を御確認ください。
- ・別紙「事業実施計画（整備事業）チェックリスト」記載の提出書類。
 なお、別途、審査に必要な書類等の提出を求める場合があります。

（2）推進事業

- ・応募申請書（別紙様式1）
- ・事業実施計画書（実施要領別記様式第3号）
- ・別紙「事業実施計画（推進事業）チェックリスト」記載の提出書類※
 - ※メニューごとに提出書類が異なりますので御注意ください。
 なお、別途、審査に必要な書類等の提出を求める場合があります。

3 応募期間

令和6年11月11日（月）～11月22日（金）17時00分（必着）

4 応募方法

（1）応募書類の提出先

別紙のとおりとします。

（2）応募書類の提出方法

以下のいずれかの方法で提出してください。

- ① 電子メールで提出する場合は、件名を「福島県高付加価値産地展開支援事業の応募書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載してください。
 また、電子メール受信の確認のため、送付後に問合せ先に電話で御連絡ください。
- ② 郵送で申請書類を提出する場合は、2部（正1部、副1部）を1つの封筒に入れ、「福島県高付加価値産地展開支援事業」と表に朱書きをして郵送して

ください。なお、提出書類は返却いたしません。

第7 事業実施計画の審査・承認

(1) 審査方法

応募者より提出された書類について、公募要件に合致する事業実施計画を対象に、福島県が書面審査を行います。

(2) 審査結果の通知

審査終了後、審査結果を応募者に対して通知します。

(3) 計画承認、補助金の交付決定

福島県の審査後、東北農政局との協議を経て、予算の範囲内で事業実施計画を承認します。計画承認後、補助金の交付手続きとなります。

<応募から補助金交付決定までのフロー>

応募（11／22まで）



県の審査



審査結果の通知



県と東北農政局との協議



計画承認



補助金交付申請



補助金交付決定

第8 認定支援機関の確認について（整備事業のみ）

整備事業の場合、認定経営革新等支援機関（認定支援機関）が事業実施計画の妥当性や実効性を確認した「認定支援機関確認書」が必要となります。

認定支援機関は、商工会・商工会議所、金融機関、公認会計士、税理士、中小企業診断士など福島県内で約400の機関等が認定を受けています。

詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

東北経済産業局 HP http://www.tohoku.meti.go.jp/s_cyusyoyokashien.html

中小企業庁 HP <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>

認定支援機関へ確認を依頼する際は、事業実施計画書及び事業実施計画書の添付書類、本公募要領を認定支援機関に提出してください。

認定支援機関の確認に係る費用については、各認定支援機関にお問い合わせください。なお、認定支援機関の確認に係る費用は、補助対象にはなりません。

※ 募集期間内に「認定支援機関確認書」の提出が間に合わない場合は、応募の際に御相談ください。

【参考】認定経営革新等支援機関とは

平成24年に中小企業経営力強化支援法が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設されました。

認定制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に関する実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を、経営革新等支援機関として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。認定支援機関の不明点については、東北経済産業局にお問い合わせください。

なお、取引関係がない等の理由により、認定支援機関によっては確認をお断りさせていただく場合もあります。

【認定支援機関の皆様へのお願い】

原子力災害により避難指示が出された 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）の営農再開を加速させるため、令和 3 年 6 月、農林水産省において「福島県高付加価値産地展開支援事業」が創設されました。

この事業は、農産物の生産と加工等が一体となった産地形成を支援するものであり、産地の拠点となる施設の整備に対する補助（整備事業）と、農業機械等の導入に対する補助（推進事業）を行います。

特に、整備事業については、認定支援機関による事前確認を要件としており、認定支援機関の指導・確認内容について、事業実施計画の提出時に「認定支援機関確認書」を添付することとしています。

認定支援機関の皆様におかれましては、事業者から事業実施計画の確認依頼がなされた場合は、速やかに確認作業を行っていただきますようお願いいたします。

【認定支援機関における確認のポイント及びお願い】

- 事業実施主体が策定した事業実施計画について、十分な説明を受けた上で、以下の点について、確認を行ってください。
 - ・事業実施計画と収支計画の整合性が図られているかどうか
 - ・事業費は適正かつ経済的に積算されているかどうか
 - ・資金計画は確実性が確保されているかどうか

- 提出いただく確認書は、自己資金やつなぎ資金の融資の確約を前提としたものではありません。また、必ずしも補助対象事業期間中に融資が見込まれることを必須とするものではありません。